

# E i w a N e w s

電子署名による登記申請について

令和3年3月  
(No.188)

コロナ禍で「脱はんこ」のニュースが話題となりましたが、登記申請においても、電子署名をすることにより、印鑑を使わずに手続を進めることが可能です。今回は、電子署名による登記申請やこれに関連する改正情報についてご案内します。

## 1. 電子署名と電子証明書

### (1) 電子署名

電子署名とは、その電子文書が正式なものであり、かつ改ざんされていないことを証明するもので、書面取引におけるサインや印鑑に代わるものです。

### (2) 電子証明書

電子証明書とは、電子文書に電子署名をした人が本当にその人物であるかどうかを第三者（認証局）が証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。

## 2. 電子署名による登記申請

### (1) 概要

書面で登記を申請する場合は、法務局へ届け出ている会社実印を「登記申請書または司法書士への委任状」（以下、「申請書等」といいます。）に押印する必要がありますが、オンラインで登記申請する場合には、申請書等には押印の代わりに電子署名を行うことが可能です。

### (2) 電子署名によるメリットとデメリット

電子署名を利用して登記を申請するメリットは、登記書類の押印や法務局、司法書士への持参、郵送に関する手間と時間を削減できることです。

デメリットは、電子証明書を取得する手続や電子署名をする方法に慣れるまで手間となる可能性があることです。

### (3) 登記に利用できる電子証明書

申請書等に電子署名をできる電子証明書は、①法務局が発行する商業登記電子証明書、②マイナンバーカード（公的個人認証サービス電子証明書）、③特定認証業務電子証明書（セコムパスポート for G-IDのみ）の3種類です。令和3年2月15日の商業登記規則の改正により、②と③が新たに追加されました。

また、登記に必要となる書類については、申請書等以外でも電子署名を行うことができます。例えば、書面申請の場合に認め印で足りる書類では、クラウドサイン、Adobe Sign等の民間業者が発行する電子証明書の利用が可能です。

商業登記電子証明書	法務局が発行する会社代表者に関する電子証明書
マイナンバーカード (公的個人認証サービス電子証明書)	地方公共団体情報システム機構が発行する電子証明書
特定認証業務電子証明書	民間事業者が発行するもので、電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣が定める電子証明書

文書の種類	利用できる電子証明書	具 体 例
申請書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記電子証明書</li> <li>・マイナンバーカード【改正】</li> <li>・特定認証業務電子証明書</li> </ul> (セコムパスポート for G-ID のみ)【改正】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・委任状</li> </ul>
個人実印、会社実印が必要となる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記電子証明書</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・特定認証業務電子証明書</li> </ul> (セコムパスポート for G-ID 以外も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会議事録や株主総会議事録 (代表取締役の押印)</li> <li>・代表取締役の就任承諾書</li> <li>・代表取締役の辞任届 など</li> </ul>
認め印で足りる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記電子証明書</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・特定認証業務電子証明書</li> </ul> (セコムパスポート for G-ID 以外も可) ・その他民間業者が発行する電子証明書 (クラウドサイン、Adobe Sign 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会議事録 (代表取締役以外の押印)</li> <li>・上記以外の就任承諾書 (取締役会設置会社に限る) など</li> </ul>

### 3. 会社印鑑届出の改正 (令和3年2月15日付け商業登記規則に関する改正)

#### (1) 印鑑届出のオンライン化

従来は、会社の登記自体はオンラインで申請ができるのに対して、会社実印の届出はオンラインですることができず、書面での提出に限られていましたが、改正により、登記の申請と同時に印鑑を届け出る場合は、オンラインでできるようになりました。

方法は、以下のとおりです。

①法務局所定の印鑑届書の様式に必要事項を記載し、届け出る印鑑で押印する

↓

②スキャナー等を用いてPDFデータ化し、電子署名をする※

↓

③作成したデータを管轄の法務局に送信する

※利用できる電子証明書の種類は、商業登記電子証明書、マイナンバーカード、特定認証業務電子証明書の3つです。

#### (2) 印鑑届出の任意化

従来は、会社実印の届出は必須でしたが、改正により、届出が任意となりました。

ただし、会社実印を届け出なければ、印鑑証明書は発行されません。現状では、銀行等に印鑑証明書を提出しなければならない機会があるため、実際に会社実印を届け出ない会社は限りなく少ないと想定されています。

将来的には、銀行その他の取引において電子署名の普及が進めば、いわゆる「脱はんこ」として、実印を届け出ない会社が増えていく可能性があります。

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。